

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部を
改正する法律案要綱

第一 題名及び目的の改正

一 題名の改正

題名を「持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の促進
に関する法律」に改めるものとする。 (題名関係)

二 目的の改正

「環境と調和のとれた農業生産の確保」を「環境への負荷の少
ない農業生産の確保」に改めるものとする。 (第一条関係)

第二 定義の改正等

1 「持続性の高い農業生産方式」とは、次のいずれかに該当す
る農業の生産方式をいうものとする。

農作物の栽培過程（前作の収穫後から当該農作物の作付け
までの期間のほ場管理を含む。以下同じ。）において、化学
的に合成された農薬（使用することがやむを得ないものとし
て農林水産大臣が定めるものを除く。以下「化学農薬」とい
う。）を使用しないこと。

農作物の栽培過程において、化学的に合成された肥料（使
用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定める
ものを除く。以下「化学肥料」という。）を使用しないこと。

農作物の栽培過程において、化学農薬の使用回数とその慣行的な使用回数の五割を超えないこと。

農作物の栽培過程において、化学肥料の使用量がその慣行的な使用量の五割を超えないこと。

- 2 化学農薬の慣行的な使用回数及び化学肥料の慣行的な使用量については、都道府県知事が、農林水産省令で定める基準に基づき、都道府県の区域について、又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性を勘案して定めるものとする。 (第二条関係)

第三 国の基本方針の導入等

一 国の基本方針の導入

- 1 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の促進に関する基本的な方向

認定農業者の数、認定実施計画に係る農地の総面積その他

の持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の促進に関する目標

第五の一の交付金の交付に関する事項

その他持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の促進に関する重要事項

- 3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。 (第三条関係)

二 都道府県の導入指針の都道府県計画への変更

- 1 都道府県の持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針は、持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の促進に関する計画(以下「都道府県計画」という。)に改めるものとする。
- 2 都道府県計画においては、都道府県における主要な種類の農作物に係る農業生産活動について、当該農作物の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の促進の方針

認定農業者の数、認定実施計画に係る農地の総面積その他の持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の促進に関

する目標

その区域において、又は自然的条件を考慮してその区域を分けて定める区域ごとに、促進すべき持続性の高い農業生産方式の内容に関する指針となるべき事項

第五の一の交付金の交付に関する事項

持続性の高い農業生産方式により生産された農産物の流通の促進その他その消費の増進を図るための措置に関する事項

その他必要な事項 (第四条関係)

第四 農業を営む者が作成する導入計画の実施計画への変更等

一 農業を営む者が作成する導入計画の実施計画への変更

1 農業を営む者が作成して都道府県知事の認定を受けることができる持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画は、持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の実施に関する計画 (以下「実施計画」という。) に改めるものとする。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の実施に関

する目標

その実施する持続性の高い農業生産方式の内容

の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入

その他の措置に関する事項

その他農林水産省令で定める事項

- 3 実施計画には、他の認定農業者（認定農業者となろうとする農業を営む者を含む。）と共同して持続性の高い農業生産方式による農業生産活動を実施する場合におけるその共同化の内容に関する事項を記載することができるものとする。
- 4 都道府県知事は、実施計画の認定をするときは、実施計画認定審査会の意見を聴かなければならないものとする。

（第五条関係）

二 実施計画認定審査会の設置

- 1 改正後の持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の促進に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるため、都道府県に、実施計画認定審査会を置くものとする。
- 2 実施計画認定審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めるものとする。

（第七条関係）

第五 認定農業者に対する支援のための措置等

一 交付金の交付

- 1 国は、認定実施計画に従い持続性の高い農業生産方式（第二の1の 及び 、 及び 又は 及び に該当するものに限る。

以下「特定農業生産方式」という。)による農業生産活動を実施する認定農業者であって当該認定実施計画に係る認定を初めて受けた後三年を経過しないものその他政令で定めるもの(2において「特定認定農業者」という。)に対する生産条件に関する不利(特定農業生産方式による農業生産活動を実施することにより生ずる追加的な費用負担その他の経済上の不利益をいう。2において同じ。)を補正するための交付金の交付に要する経費の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付するものとする。

2 農林水産大臣は、1による交付金の交付については、農作物の種類ごとに、各都道府県の特定農業生産方式の区分ごとの次に掲げる事項を基礎とし、自然的条件その他各都道府県における生産条件に関する不利についての特別の事情を考慮して政令で定める基準に従って決定しなければならないものとする。

特定認定農業者の数

特定認定農業者が認定実施計画に従って行う特定農業生産方式に係る農地の総面積 (第八条関係)

二 農産物に関する表示

1 認定農業者(その委託を受けた者を含む。4において同じ。)

は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ都道府県知事の確認を受けて、その認定実施計画に従い実施する持続性の高い農業生産方式により生産した農産物又はその包装、容器若しくは送り状に、認定農業者が当該持続性の高い農業生産方式により生産した農産物であることを示す農林水産省令で定める様式の表示を付することができるものとする。

2 都道府県知事は、1の確認のための検査その他の事務を農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第五項に規定する登録認定機関である者その他農林水産省令で定める者に委託することができるものとする。

3 何人も、1による場合を除くほか、農産物又はその包装、容器若しくは送り状に、1の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとする。

4 都道府県知事は、1の確認を受けた認定農業者が次のいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができるものとする。

当該確認に係る実施計画の認定を取り消されたとき。

偽りその他不正な手段により確認を受けたとき。

3に違反したとき。

5 1の確認に要する費用については、政令で定めるところにより、都道府県が負担するものとする。

6 国は、5により都道府県が負担する費用について、政令で定めるところにより、その一部を補助するものとする。

(第九条関係)

三 持続性の高い農業生産方式に係る協同農業普及事業の推進

1 改良普及員及び専門技術員が農業を営む者に対して直接行う普及指導及び地域農業改良普及センターが行う情報提供について、持続性の高い農業生産方式による農業生産活動の促進に関する所要の規定の整備を行うものとする。

2 地域農業改良普及センターの事務として、持続性の高い農業生産方式により生産された農産物の消費の増進に資する市場調査及び普及宣伝を行うことを加えるものとする。

(附則第五条関係)

第六 罰則

所要の罰則の整備を行うものとする。 (第十四条関係)

第七 その他

一 施行期日

改正法は、平成十四年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置

改正法の施行に伴い必要となる所要の経過措置に関する規定を設けるものとする。

(附則第二条から第四条まで及び第七条関係)

三 その他

その他改正法の施行に伴い必要となる所要の規定の整備を行うものとする。